

る装置を設備するのが万全の策である。

一方、大都市の塵埃汚染、江本技官等の調査をみると、昭和四

〆解説

第二国立劇場の設立準備

文化庁文化部文化普及課

一、第二国立劇場設立準備協議会発足に至るまでの経緯

西欧諸国における国立劇場の歴史は古いが、今日、その西欧諸国をはじめ世界のほとんどの国々が、国立劇場を、しかも多くの場合複数の国立劇場を持っている。

わが国でも国立劇場設立運動が遠く明治の初年からあった。明治四四年開場の帝国劇場はそうした気運の産物であったとされている。国立劇場設立の動きは大正年間にもあり、昭和一年には議会上に「国立劇場設置に関する建議案」が提案され、可決もされたが、実現を見るには至らなかった。戦後間もなく国立劇場の必要性が再び強く叫ばれ、二二年に総理大臣の委嘱による演劇文化委員会が設置され、国立劇場の設立について意見書が提出されたこともあったが、この時も目の目は見なかった。

国立劇場の具体的な設立計画が緒についたのは、昭和三〇年文化

財保護委員会に「芸能施設調査研究協議会」が設置されてからである。それから後の経過を列記すると、およそ次のようになっている。

三一・三・八——同協議会「国立劇場に関する答申」提案

(答申の概要)

・国立劇場の目的 日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに、新しい世代の芸能の創造発展を図る。

・施設 大劇場、小劇場、音楽大ホール、音楽小ホール、オペラ劇場、能楽堂を建設する。(音楽大ホール、音楽小ホール、オペラ劇場、能楽堂は第二次計画として建設する)

三一・三・一七——文化財保護委員会「国立劇場設立基本要綱」決定(内容は右答申とほぼ同様)

三一・四・一七——国立劇場設立準備協議会設置閣議決定

三三・一一・一二——パレスハイツ跡に敷地決定

三四・六・二六——右協議会「国立劇場設立基本要項」答申

(答申の概要)

・国立劇場の目的 日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展を図る。

・施設 第一劇場(古典芸能)約一、五〇〇人収容 第二劇場

(現代芸能)約二、〇〇〇人収容 第三劇場(小劇場向きの芸

能)約八〇〇人収容 能楽堂(能・狂言)約八〇〇人収容)

三六・二・一六——同協議会において、施設の内容を ① 約一、

八〇〇人収容の伝統芸能の上演を主とする劇場 ② 資料、調

査、養成関係施設とすることに修正決定

三七・七・七——文化財保護委員会「建設規模実施要項概要」内定

① 劇場(伝統芸能 約一、八〇〇人収容) ② 資料、調査、

養成(約七〇〇人収容の小ホールを含む)及び管理関係施設

三九・八・八——起工 四一・六・二七——国立劇場法公布

四一・七・一——特殊法人国立劇場発足

四一・十・三一——竣工 四一・十一・一——開場

このような経過で、当初の「古典芸能を正しく保存する」とともに「新しい芸能の創造発展を図る」という二つの目的のうち、前者だけが一足先に実現されたが、このことは、主として敷地の制約等の技術的理由によるものであって、国立劇場の理念自体の変更や縮小を意味するものではなかった。国立劇場法の成立に当たりなされた「政府は、伝統芸能以外の芸能の振興をはかるため、施設その他につき、必要な措置を講ずべきである」という附帯決議に見られるように、現代芸能のための国立劇場の設立はきびすを接する課題であった。

国立劇場開設後、現代芸能のための国立劇場(第二国立劇場)設立の要請が関係方面を中心に一層高まり、四六年度予算に第二国立劇場調査のための経費一五八万一千円が計上され、諸外国の主要劇場の実態調査、現代芸能関係者と文化庁長官等との懇談会が行われた。四七年度予算には調査費五四万四千円が計上され、引き続き諸外国の主要劇場調査、現代芸能関係者との懇談会が行われた。

懇談会において提案された主な意見は次のようなものであった。

① オペラ、バレエ、オーケストラ、新劇等のための第二国立劇場は早急に設立されるべきである。

② 全国各地への巡回公演を併せ行うべきである。

③ 現代芸能に関する情報センター的機能を併せ持つべきである。

④ 現代芸能関係の芸術家の養成を併せ行うべきである。

⑤ 現代芸能について総合的機能を果たす現代芸能センター的性格を持つものとするべきである。

二、第二国立劇場設立準備協議会における審議

1 組織及び審議経過

ア 組織

第二国立劇場設立について本格的検討を開始するため、四七年一月二日「第二国立劇場設立準備協議会設置要項」が定められた。その主な内容は次のとおりである。

① 第二国立劇場設立に関する重要事項について調査審議するため、文化庁に第二国立劇場設立準備協議会を置く。

② 協議会は、文化庁長官が委嘱する三〇人以内の委員で組織す

(ウ) 演劇部会 六月二七日までの間、部会七回、小委員会八回

2 審議事項

た一政府は、佐新芸能以外の芸能の振興を以て、たゞ、（一）につき、必要な措置を講ずべきである」という附帯決議に見られるように、現代芸能のための国立劇場の設立はきびすを接する課題であった。

る。

③ 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、次のとおり専門委員会を置く。

事業専門委員会 目的、性格及び事業に関する事項

施設専門委員会 施設に関する事項

管理運営専門委員会 管理運営に関する事項

④ 専門委員会に、その付託する事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置く。

① 協議会 この要項に基づいて二九名の委員から成る協議会が組織され、その第一回会合が、四七年一月二〇日開かれた。

② 専門委員会 協議会には三つの専門委員会が置かれることになっているが、事業内容が明確にされなければ、施設の計画も、それに伴う運営管理の計画も立て難いので、まず事業専門委員会を発足させることとし、三五名の委員からなる事業専門委員会が置かれた。

③ 部会 検討課題は、各分野ごとに多岐にわたり、かつ、詳細な検討を要するため、事業専門委員会に、音楽、舞踊、演劇の三部会が設けられることになり、音楽部会三四名、舞踊部会二五名、演劇部会二六名の委員が委嘱された。

イ 審議経過

四八年二月九日事業専門委員会の第一回の会議及び各部会の第一回会議が合同で開かれ、以後次のような日程で検討が行われた。

① 音楽部会 五月三十一日までの間、部会七回、小委員会一四回

② 舞踊部会 五月三十一日までの間、部会六回、小委員会六回

① 第二国立劇場設立に関する重要事項について調査審議するため、文化庁に第二国立劇場設立準備協議会を置く。

② 協議会は、文化庁長官が委嘱する三〇人以内の委員で組織する。

③ 演劇部会 六月二十七日までの間、部会七回、小委員会八回

2 審議事項

各部会において共通的に検討された事項は、およそ次のようなものである。

① 第二国立劇場の性格

② 第二国立劇場の事業

公演事業（公演種目、公演型態、公演のための組織の概要）

養成事業、調査研究事業、資料・情報の収集・保存・提供事業

③ 所要施設の種類と型態の概要

3 部会における審議のまとめ

各部会においては、前記審議事項について慎重な検討を重ねた結果、このほど部会ごとに事業専門委員会に対する報告をまとめた。

報告内容の概要は次のようなものである。

ア 第二国立劇場の性格

① 現代芸能の創造、普及及びそのために必要な基礎的事業を総合的に行う組織体（現代芸能振興の中枢的機関）とする。このため

② 自ら優れた公演を企画・制作・提供する体制を有する。すなわち、現代芸能の創造普及が理想的に行いうる完備した劇場施設設備と水準の高い所要の組織を有する。

③ 現代芸能に関する所要の専門家の養成を行うための組織と施設を有する。

④ 現代芸能に関する資料や情報の収集・保存・提供事業及び調査研究事業を行うための組織と施設を有する。

⑤ 全国民のための劇場とする。このため、自ら企画制作した現代

芸能の全国的な巡回公演、現代芸能に関する情報の提供等を行い、全国各地の人々が第二国立劇場の成果を享受できるようにする。

(ウ) 現代芸能の海外との交流の拠点とする。このため、自主制作した現代芸能の海外での公演、海外の現代芸能の招致上演、資料・情報の交換及び人物交流等を行う。

イ 第二国立劇場の事業

(ク) 公演事業

① 公演種目(自ら企画制作する公演種目)

音楽 オペラ(室内オペラ、オペレッタ、ミュージカルを含む)、

オーケストラコンサート、合唱コンサート、その他のコンサート

舞踊 バレエ、現代舞踊

演劇 現代演劇

② 公演型態

a 劇場施設での自主公演

・コンサートホールでの公演 オーケストラ定期公演・臨時公演

合唱(大規模)定期公演・臨時公演 青少年対象コンサート

その他(芸術祭・音楽祭公演・特別演奏会・海外との交流公演等)

・室内楽ホールでの公演 室内楽定期公演・臨時公演 合唱定期公

演・臨時公演 青少年対象コンサート その他(コンサートホー

ルの場合と同様)

・オペラ・バレエ・現代舞踊のための劇場での公演 オペラ公演

バレエ公演 現代舞踊(大規模)公演 青少年対象のこれらの公

演 その他(オペラコンサート・芸術祭・音楽祭公演・海外との

交流公演等)

・演劇劇場での公演 演劇公演 ミュージカル公演 室内オペラ公

演 現代舞踊公演 その他(芸術祭公演・海外との交流公演等)

・舞台芸術小劇場での公演 通常の劇場様式では芸術上の効果を十分に発揮できない演目及び新しい形式の舞台芸術の公演

b 劇場施設の提供

劇場施設は、一定の条件の下に、現代芸能の振興を目的とする事業等のための利用に供される。

c 地方巡回公演

自主制作公演を中心に、現代芸能の大規模な地方巡回公演(一般・青少年対象)を行う。

d 海外への派遣公演

自主制作公演を中心に、海外において現代芸能公演を行う。

③ 公演のための組織

西欧諸国の劇場に見られるように、アンサンブルをよくし、公演を水準の高いものとするため、公演種目に応じて必要な芸術家集団を備えることが要請される。第二国立劇場に常置すべき芸術家集団として部会で取り上げられたものは、次のとおりである。

オーケストラ 合唱団 舞踊団(バレエ、現代舞踊) 演劇俳優アンサンブル

これらの芸術家集団との契約関係は重要な検討課題であるが、この点の詳細については今後の検討にまつこととされている。

また、右のほか、自主制作公演のため、制作、演出、音楽(指揮者等)、文芸、衣裳、照明・音響、大道具・小道具などの各分野に

相当数の芸術家、技術者、技能者が必要であるとされている。

イ) 芸術家等の養成事業

必要な資料・情報を収集・保存し、利用に供する機能を果たす機関がなく、対内、対外共に需要に答えられない状態にあることなどが

バレエ公演 現代舞踊（大規模）公演 青少年対象のこれらの公演
その他（オペラコンサート・芸術祭・音楽祭公演・海外との

また、右のほか 自主制作公演のため 備付 洋日 音響（マイク
者等）、衣裳、照明、音響、大道具、小道具などの各分野に

相当数の芸術家、技術者、技能者が必要であるとされている。

(1) 芸術家等の養成事業

現代芸能創造の中枢的機関である第二国立劇場に常置される芸術家、技術者等にはひとときは優れた芸術性や高度の技術が求められる。そのため、現在の教育制度の下では養成教育がなされていない分野、なされてはいても十分ではない分野などを中心に特別の養成教育を行う必要がある。部会において特別の養成を行う必要があるとされている分野、養成方法の概略は次のようである。

音楽 オペラソリスト（声楽科卒業者を対象に一、二年の現職教育を行う）、オーケストラ・合唱団の楽員（研修生制度により行う）
舞踊 舞踊手（修業年限四年程度の養成機関を設け、若年時から技術中心の教育を行う）

演劇 俳優・演出家（演劇の理論的・技術的基本を中心とする三年程度の本科（高卒以上対象）と上演実習を中心とする二年程度の研究科（本科卒対象）から成る教育機関を設けて行う）

共通 スタッフ及び衣裳、照明等の技術者・技能者（海外研修又は海外からの指導者招致による）

養成事業については、現行教育制度との関係等検討すべき課題が多いので、今後専門の部門を設けて一層深く検討することになっている。

ウ 資料・情報の収集・保存・提供及び調査研究事業

第二国立劇場における活動を促進するため、これらの事業が必要なることは当然であるが、加えて、第二国立劇場をもって現代芸能振興の中枢的機関とする観点及びわが国には現代芸能全般にわたって

必要な資料・情報を収集・保存し、利用に供する機能を果たす機関がなく、対内、対外共に需要に応えられない状態にあることなどから、現代芸能全般にわたって所要の機能を十分に果たし得るいわば「現代芸能情報センター」ともいうべき施設を付置するよう述べられている。その機能としては、次のようなものがあげられている。

- ① 現代芸能に関する専門図書館としての機能
- ② ドキュメンテーションセンターとしての機能
- ③ 全国のライブラリーのライブラリーとしての機能
- ④ 資料博物館としての機能
- ⑤ 国際的資料・情報交換の拠点、窓口としての機能
- ⑥ 調査研究としての機能
- ⑦ 公演事業及び資料・情報に基づく広報活動
- ⑧ 劇場の動向、現代芸能に関する定期刊行物、図書等の刊行

右のうち、「資料・情報の収集・保存・提供事業①―⑤」としては、収集・保存のほか、閲覧・貸出し、展示、文献情報サービス、レファレンス、目録作成、内外の研究機関・劇場・団体等との交換などがあげられている。なお、「資料・情報」の例としては、図書・逐次刊行物、視聴覚資料、プログラム・ポスター・パンフレット、楽譜・上演台本・プラン（演出・装置・照明等）・舞台模型等、記録写真、衣裳・小道具・楽器、遺品などがあげられている。

また、「調査研究事業⑥」としては、現代芸能上演史、楽譜・楽器、オペラ訳詞、舞踊譜、舞踊音楽・合成音楽等、演出・装置・照明等に関する調査研究のほか、内外の現代芸能に関する静態・動態調査、記録、統計的資料の作成等を行うこととされている。

次に、「広報活動⑦⑧」としては、第二国立劇場の活動及び内外の現代芸能状況に関する情報の収集とインフォメーションサービス、機関誌・図書等の刊行、レコード・テープ・フィルム製作、講演会・講習会の開催等があげられている。

エ 主要施設の種類と規模

各部会における検討の結果、第二国立劇場の施設として必要とされたものを列記すると次のとおりである。

音楽 オペラ劇場

客席数約二、〇〇〇

小劇場

約六〇〇

コンサートホール

約二、五〇〇

室内楽ホール

約一、〇〇〇

舞踊 バレエ・現代舞踊劇場

約二、〇〇〇

小劇場

約八〇〇—一、〇〇〇

演劇 現代演劇劇場

約一、〇〇〇

小劇場

約四〇〇

共通 製作所、倉庫、養成施設、情報センター施設、管理施設

これらのうち劇場・ホールについては、共用可能のものがあるの
で（たとえば、オペラ劇場とバレエ劇場、各小劇場）、今後の検討過程（合同部会、専門委員員会、協議会）での整理が予想される。

オ 敷地

劇場にとって敷地の選定は極めて重要な問題である。敷地は劇場の規模や運営を規定するばかりでなく、劇場のイメージにも影響を与えるからである。まして国立劇場ともなれば敷地の選定には最大の配慮が必要であり、各界の可能な限りの協力が期待される。部会

では、敷地の条件として次のような事項をあげている。

① 首都の中心で、文化的雰囲気を持ち、文化的生活の拠点となり得るような場所であること。

② 国鉄・私鉄・地下鉄等の駅から容易に到達でき、かつ、終演後の交通が容易に確保できるような場所であること。

③ 車両の出入りに支障がなく、近くに幹線道路が走り、劇場との連絡が容易であること。

④ 近くに鉄道、高速道路、工場、競技場、消防署等の大きい物音の発生源がないこと。

⑤ 整った形状をもち、高低差のない土地で、有効便利に使用できること。

⑥ 地盤沈下がなく、地質も良好なこと。

前記施設の種類と規模を前提とし、現国立劇場の敷地三〇、〇四七平方米、東京文化会館同一九、二八九平方米などと比較して考えれば、第二国立劇場の敷地はかなりの広さのものが必要となる。目下、選定作業が進行中であるが、前記条件に合致し、かつ相当の面積を有する土地を早急に確保することは必ずしも容易ではない。施設の高層化、分散建設等について検討する必要もあろうかと考えられる。

三、今後の見通し

1 事業専門委員会における審議

三部会の報告は、それぞれの立場で必要な事項をまとめてあり、重複している部分も、調整を要する部分もあるので、近く事業専門

ととしている。

このうち、「舞台芸能情報センター」は、前述の「現代芸能に関する情報センター」ともいえるべき施設を付置すべきである」とする

委員会として、統一的立場から三部会の報告を整理し、同委員会と

しての協議会への報告をまとめることになっている。

2 四九年度以降の計画

の規模や運営を規定するばかりでなく、劇場のイメージにも影響を与えるからである。まして国立劇場ともなれば敷地の選定には最大
の注意を要するものがある。各界の真摯な援助の協力が期待される。部会

委員会として、統一立場から三部会の報告を整理し、同委員会としての協議会への報告をまとめることになっている。

2 四九年度以降の計画

専門委員会の報告により、事業、組織、施設のアウトラインが把握され、一方敷地の見通しがついて建設予定地の面積その他の諸条件が明らかになると、具体的な建設計画の策定にとりかかることになるが、今後のスケジュールは、現段階では次のようになっている。

四九年度Ⅱ基本計画策定 五〇年度Ⅱ基本設計 五一年度Ⅱ実施設計 五二年度Ⅱ整地・着工、法律案国会提出 五三年度Ⅱ完成、開場

3 四九年度概算要求

右の進行計画に基づいて、次のように総額約二、六〇〇万円の要求をしている。

ア 基本計画の策定

一、一四〇万円

現国立劇場の場合と同様に、専門家を非常勤職員として任命し、協議会における審議を基礎として建設に必要な具体的な諸条件を整理し、さらにこれを基として建築事務所に委託して総合的基本計画を策定する。

イ 設立準備協議会の継続開催

一、一三一万円

引き続き右協議会を開催し、公演事業について一層具体的に審議し、及び管理、運営、施設、新芸術大学等(芸術家、技術者の養成)について一層深く審議するほか、新たに舞台芸能情報センター及び専属オーケストラのあり方について独自の部門を設けて検討するこ

1 専属部門の設置
三部会の報告は、それぞれの立場で必要な事項をまとめてあり、

ととしている。

このうち、「舞台芸能情報センター」は、前述の「現代芸能に関する情報センター」ともいふべき施設を付置するべきである」とする部会報告に基づくもので、事柄の重要性にかんがみ、独自の部門によって十分に審議しようというものであり、「専属オーケストラ」については、オペラ、バレエ等の定期的上演とそれらの水準の向上のために、また各種のコンサートのために必要な専属オーケストラについて、規模、運用型態、楽員の募集方法、契約方法 発足時期等について独自の部門により十分に審議しようとするものである。

ウ 外国施設等実情調査

二三〇万円

劇場施設、専属オーケストラ運営についての諸外国の事情を調査するため二人を派遣する。

エ 国内施設等調査

八四万円

第二国立劇場の対象とする芸能は、西欧の伝統に根ざすものではないが、それらは極めて普遍性の高いものであり、世界各国において広く親しまれ、今や人類共通の財産となつていっているものである。わが国においても、あるものはつとに義務教育に取り上げられ、また大学において養成教育が行われてきたのもそのあらわれの一つである。これらの芸能は、一国の文化水準を示す世界的尺度の一つである。これらと比べて、今日、経済大国を誇り、文化国家を標榜するわが国として、内容、外観共に斯界に誇り得る第二国立劇場の一日も早い実現が切に望まれるところである。

(文化庁文化普及課長 塩津有彦)